

令和6年度広島市生活排水処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年度広島市生活排水処理実施計画を次のとおり定める。

- 1 計画の対象とするもの
生活排水
- 2 計画の対象区域
広島市の全域
ただし、液状一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥、以下同じ。）については、東区の福田、馬木、温品及び上温品（以下、「東区旧安芸町」という。）並びに安芸区以外の区域
- 3 収集運搬及び処理する生活排水の種類
液状一般廃棄物
- 4 生活排水の排出状況、処理主体及び処理計画
生活排水の排出状況、処理施設の種類の処理主体及び区域別の処理計画は、原則として別紙1のとおりとする。
- 5 生活排水処理に係る施策
公共下水道等の効率的な整備、液状一般廃棄物の適正な収集運搬及び処理施設の維持管理等の施策は、別紙2のとおりとする。

1 生活排水の排出状況

(令和 4 年度末現在)

区 分	人 口
総人口	1, 181, 868 人
生活排水処理人口 (生活雑排水処理人口)	1, 151, 627 人
公共下水道人口	1, 124, 912 人
農業集落排水処理施設人口	9, 404 人
合併処理浄化槽人口	17, 311 人
生活雑排水未処理人口	30, 241 人
単独処理浄化槽人口	14, 694 人
くみ取り便槽人口	15, 547 人
生活排水処理率※	97. 4%

※生活排水処理率＝生活排水処理人口／総人口（令和 12 年度目標値：97. 6%）

2 生活排水の処理主体

処理施設の種類の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	県及び市
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿等投入施設	液状一般廃棄物	市

3 生活排水の処理計画

(1) 生活排水（液状一般廃棄物を除く）の処理計画

ア 公共下水道で処理する区域

千田、江波、旭町、太田川、瀬野川及び水内川処理区

イ 農業集落排水処理施設で処理する区域

農業振興地域に指定された安佐南区沼田町の戸山、安佐北区白木町の井原、市川、井原高南、三田、上三田、下三田、須沢、安佐町の小河内、安芸区阿戸町の阿戸、佐伯区湯来町の太田部、鹿ノ道、桐地区の 13 地区

ウ 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で処理する区域

上記ア及びイの区域を除く広島市の全域

(2) 液状一般廃棄物の収集運搬及び処理の計画

ア 収集運搬計画

区 分	し 尿		浄化槽汚泥
収 集 主 体	一般財団法人広島市都市整備公社	委 託 業 者	許 可 業 者 ^{※1}
収集運搬量 (排 出 量)	1,317 kl/年	18,860 kl/年	22,928 kl/年
収 集 区 域	中区、南区（別表の区域を除く。）、西区（新庄町を除く。）、	東区（東区旧安芸町を除く。）、南区（別表の区域に限る。）、西区新庄町、安佐南区、安佐北区、佐伯区	中区、東区（東区旧安芸町を除く。）、南区、西区、安佐南区、安佐北区、佐伯区
収集の方法	戸 別 収 集 方 式 ^{※2}		
搬 入 場 所	西部水資源再生センターし尿等投入施設		

※1 浄化槽汚泥収集運搬業の許可業者は、別添一覧表のとおり

※2 似島地区で収集するし尿及び浄化槽汚泥（102 kl/年）については、中継施設（名称：似島し尿貯留槽、所在地：南区似島町東大谷地先、最大貯留能力：30 kl）に貯留し、一般財団法人広島市都市整備公社が搬入場所まで運搬する

別表（南区）

町名
堀越一丁目～三丁目、東青崎町、青崎一丁目・二丁目、小磯町、向洋本町、向洋中町、向洋大原町、向洋新町一丁目～四丁目、向洋沖町、月見町、東霞町、西霞町、出汐一丁目～四丁目、皆実町一丁目～六丁目、西翠町、翠一丁目～五丁目、西旭町、旭一丁目～三丁目、山城町、北大河町、南大河町、東本浦町、西本浦町、本浦町、仁保新町一丁目・二丁目、仁保一丁目～四丁目、仁保南一丁目・二丁目、仁保沖町、黄金山町、日宇那町、楠那町、丹那新町、丹那町、宇品東一丁目～七丁目、宇品神田一丁目～五丁目、宇品御幸一丁目～五丁目、宇品西一丁目～六丁目、宇品海岸一丁目～三丁目、元宇品町、出島一丁目～四丁目

イ 処理計画

処 理 方 法	下 水 道 投 入			
投 入 施 設 名	西部水資源再生センターし尿等投入施設			
所 在 地	西区扇一丁目1番1号			
受 入 能 力	300 kl/日			
投 入 計 画 量	広 島 市		山 県 郡 安 芸 太 田 町	
	し 尿	浄化槽汚泥	し 尿	浄化槽汚泥
	20,177 kl/年	22,928 kl/年	772 kl/年	3,208 kl/年

一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集運搬業許可業者一覧表

令和6年4月1日

No.	業者番号	業者名	所在地
1	1	(有)旭工社	広島市安佐南区相田三丁目1-6
2	2	(有)安佐企業	広島市安佐北区亀山九丁目35-18
3	3	(株)ヒロキタ	広島市安佐北区亀山九丁目36-10
4	4	都市環境サービス(株)	広島市安佐南区祇園二丁目17-41
5	5	共栄衛生工業(有)	広島市南区丹那新町3-6
6	6	(株)KODAMA	広島市安佐南区祇園一丁目28-10
7	7	(有)高陽環境	広島市安佐北区上深川町1187
8	9	(株)佐東企業	広島市安佐北区可部東五丁目12-60
9	11	(株)相互	広島市南区出島一丁目8-7
10	12	大和実業(有)	広島市中区吉島西二丁目15-31
11	13	(株)高田環境	広島県安芸高田市吉田町吉田1489-14
12	16	西日本環衛工業(有)	広島市佐伯区五日市町大字石内460
13	17	(株)ヒロエー	広島市南区出島二丁目13-35
14	18	(株)広島企業	広島市安佐南区大町西一丁目24-40
15	19	(株)ヒロセイ環境	広島県江田島市江田島町秋月三丁目15-15
16	20	(株)カルフト	広島市東区光町二丁目4-8
17	21	富士企業(株)	広島市佐伯区楽々園四丁目6-19
18	22	(有)広島環境サービス	広島市安佐南区長楽寺二丁目1-6
19	23	寿総業(株)	広島市佐伯区美の里二丁目2-20
20	24	佐伯清掃(有)	広島市佐伯区屋代一丁目1-3
21	77	(株)クリンプロ	広島県山県郡安芸太田町大字土居310
22	93	広島ジェイシステム事業協同組合	広島市南区出島二丁目13-35
23	94	広島イーテック事業協同組合	広島市安佐南区大町西一丁目24-40

施策展開

目 的	項 目	施 策
生活排水の処理の向上	生活排水処理施設の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の効率的な整備 ・ 市営浄化槽事業の推進
	生活排水処理施設への接続・転換の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及相談員による公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続指導等 ・ くみ取り便槽から水洗便所への改造資金又は単独処理浄化槽の廃止資金等の無利子貸付 ・ 特定既存単独処理浄化槽に対する除却等の指導
水環境の保全	合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の維持管理指導等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定検査未受検者への受検指導 ・ 適正な保守点検及び清掃の実施指導
	普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター掲示、ホームページ及び広報紙を用いた情報発信 ・ 立入調査時のパンフレット配布等
液状一般廃棄物の処理体制の確保	収集運搬能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の許可業者の収集運搬能力等を踏まえ、新規許可の見合わせ ・ 適正な収集運搬のための関係法令の遵守の徹底
	処理施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理施設の適切な維持管理 ・ 処理施設でのし尿及び浄化槽汚泥の搬入状況の監視